

国際宣伝を考える

日本は**宣伝**に如何に関わるべきか

落合多聞

戦後70年を迎えた本年、「平和への祈り」も空しく、現実にはロシアによるクリミア併合や中国による南沙諸島の実効支配の拡大等、力を背景にした「戦後秩序」の変更が行われており、「平和」とは程遠い状況が現出している。このような中口両国による行動に対し各国からは「現状変更」、「主権侵害」等の批判がなされる一方で、ロシアは「ロシア系住民の民族自決権」を、中国は「九段線」（次頁図1参照）という概念をそれぞれ提示し、自国の正当性を主張している。

このように国際問題を焦点に各国間で展開されている批判、正当性の主張等はそれぞれ、自国に対する国際世論の支持や競合国に対する国

1 中国が海洋上に独自に設定した9本の境界線であり、これによって取り囲まれる南沙、西沙諸島を含めた南シナ海全域に対する主権を主張している。

際世論の不支持を形成するための「宣伝」活動の一環とみることができよう。それではこれら国家間で行われる宣伝というものの国際政治に対する実際の機能や意義は、どのようなものなのだろうか。

かかる問題意識から本稿では、これまでに国家間で展開されてきた様々な宣伝活動の事例を抽出し、その政治的機能や意義の検証を試みる。従来の軍事・経済力といったものの影響力に注目し勝ちな論考と比較すると、本稿はいささか異色であるが、それ故に国際政治に関する新たな視座を提供するものとなるのではなからうか。また結びでは、この検証を踏まえた上で、今後の我が国の宣伝への関与のあり方等についても提言を行う予定である。

かような特徴、来歴を有する宣伝活動ではあるが、本稿では国家間で行われる宣伝のみを対象とするため、行為主体並びに客体が国家である点と、政治関連の宣伝についての先行研究の成果などを踏まえて、これを以下のように規定する。即ち「本稿における「宣伝」は「国家が他国に対して、何等かの行動を採らせる若

しくは何等かの認識・意識をもたせることを目的として行われる情報の発信である」。

それでは次節より、この定義に沿った宣伝の事例、即ち国際政治の場各国によって遂行されてきた様々な宣伝事例を抽出し、その機能等を検証する。尚、紙面の都合上、抽出する事例は近現代以降のものに限定することを予めお断りしておく。

◆日露戦争、日本側の宣伝事例◆

大日本帝国・ロシア帝国間での戦争が最早不

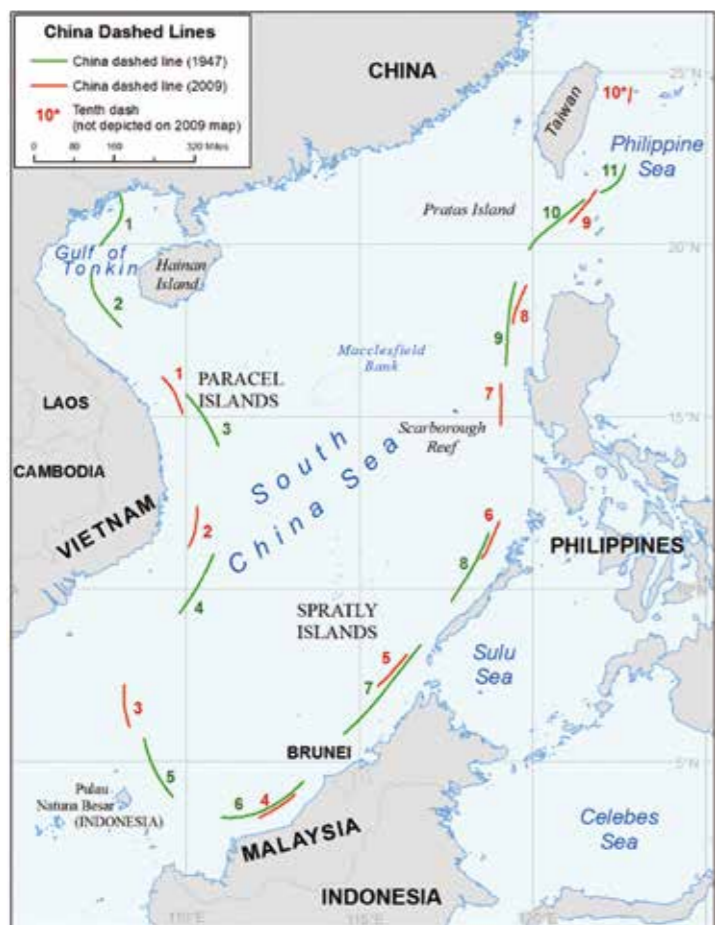


図1. 南シナ海周辺における中国の主権認識

地図上の「1」から「9」までの数字が振られた赤線が「九段線」を構成する。尚、同地図は「LIMITS IN THE SEAS No. 143 CHINA MARITIME CLAIMS IN THE SOUTH CHINA SEA」(U.S. Department of State Office of Ocean and Polar Affairs Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs, December 5, 2014) より転載

◆宣伝概論◆

まずはじめに、本稿で扱う「宣伝」について、その概要の説明と本稿における定義の規定を行っておきたい。

「宣伝」はその一般的定義として、情報の発信(広報)や商業的広告、更にはいわゆるプロパガンダに至るまで、幅広いものを包含する概念であり、端的に言えば、「他者を誘導するための情報の発信」ということになる。従って宣伝は、原理的には、①個人による他者への「説得」行動②メリアム(Charles E. Merriam)が指摘した「ミランダ(Miranda)」や「クレデнда(Credenda)」⁵等がその原初形態であろう。それ故に宣伝は、現代に至るまで、個人間ではもとより政治権力や宗教権力によって、自身の支配・統制権の獲得、維持、拡大を目的として行われるだけでなく、競合勢力の支配・統制権の破壊や毀損を目的としても行われてきたのである。

2 例えば「広辞苑」には「述べ伝えること。主義主張や商品の効能などを多くの人に説明して理解・共鳴させ、ひろめること。大げさに言い触らすこと」などと記載されている。
3 米国の政治学者(1874-1953)。シカゴ大学政治学教授。行動科学的手法を政治学に導入した。
4 支配者によって権力の誇示に用いられる事物。例えば巨大な建築物や、モニュメント、儀式・叙事詩、更には示威行動等が挙げられる。
5 統治規範を含む法律等が典型例。
6 例えば、旧教(ローマ・カソリック)は、教皇グレゴリウス15世(Gregorius XV)の下、信者獲得競争で新教(プロテスタント)に対抗するために、1622年に「布教聖省」(Sacra Congregatio de

続きをご覧いただくには月刊JMS誌をご購入ください。

<https://jmsweb.jp/contact>